

議案第46号

岩倉市国民健康保険税条例の一部改正について

岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年6月1日提出

岩倉市長 久保田桂朗

## 岩倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

岩倉市国民健康保険税条例（昭和46年岩倉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第28条第1項中「200,000円」を「220,000円」に改め、同項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改める。

第28条の2中「第30条の2」を「第30条の2第1項」に、「次号」を「次号及び第3号」に改める。

第30条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に、「これら」を「これ」に改める。

附則第2項中「第28条第1項」を「第28条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第28条第1項の」を「第28条の」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の岩倉市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。